

久慈地区斎場の指定管理者募集に係る質問及び回答

質問	回答
<p>1 新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬について</p> <p>今後その感染症による死亡者の火葬が増えると予想して、それに伴う防護服等、および火葬後の消毒に関する対策費用の負担はどのようになるのでしょうか。お聞かせください。</p>	<p>1 ご質問の費用は、その他施設の管理運営に必要な事項に関する「その他業務」（久慈地区斎場指定管理者仕様書第7業務の内容）に含みます。ただし、指定管理の安定的な継続に支障をきたすレベルの影響がある場合は、状況に応じてご協議ください（同仕様書第16その他）。</p>
<p>2 （質問1）関連として</p> <p>その感染拡大のリスクに対し、相応の人件費等の補助金の負担などは考慮していただけるのでしょうか。</p>	<p>2 回答1と同様です。</p>
<p>3 感染症による死亡者の火葬後の消毒について</p> <p>それ相応の専門業者にその都度委託して消毒しなくても大丈夫なのでしょうか。またその費用の負担は行政側でできないのでしょうか。</p>	<p>3 火葬場であっても特別な消毒は必要なく、通常の消毒（手が触れた箇所等の払拭等）で問題ありません。なお、状況に応じて監督機関（保健所等）の指導を仰ぐ必要があります。</p> <p>・参考：新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（令和2年7月29日（第1版）厚生労働省、経済産業省）</p> <p>また、費用負担については、回答1と同様です。</p>